

木建第 56 号
平成15年2月20日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖工事事務所 児玉好史 殿

木之本町長 藤田市



「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」
に対する意見の提出について

先に照会のあった標記の件について、別紙のとおり意見を提出しますので格段
のご配慮賜りますようお願いいたします。

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」

に対する意見

木之本町

1. 提示のありました説明資料の各項目の4章の河川整備の方針、5章具体の整備内容において、実に多くの自治体、関係機関、住民組織との連携による検討、調整を図るといった事項が記されておりますが、現実はこの説明資料による貴局の案で河川整備計画が策定されるのであれば、この整備計画で役割を担う自治体、関係住民はその主役であり、その責務は非常に重く膨大なものであります。
貴局の目指す関係住民、関係地方自治体の意見に沿った上で決定される河川整備計画であるならば、我々自治体、関係住民がその役割、責務を充分理解し、認識できるような計画の策定に向け十分な協議と具体的な内容説明が必要です。
2. P3 計画策定 5章 具体の整備内容において5. 1. 1の計画の進捗チェック、見直しを行う組織が淀川流域委員会を継続してとの案を持っておられますが、当町はじめ他の関係機関も貴局に既に要請しているとおり現体制での流域委員会の偏った見解のもと、地元の実情、河川の現況を知らずして、適正な進捗チェック、計画見直しがなされるとは到底思えません。そのためには、主体となる我々自治体、関係住民による新しい組織にその役割を委ねるべきと考えます。